

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県野辺地町長

公表日

令和6年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号利用法の別表第二に基づいて、野辺地町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国保連合会及び支払基金に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 高額療養管理システム 3. 宛名管理システム 4. 収納管理システム 5. 滞納管理システム 6. 団体内統合宛名管理システム（中間サーバーコネクタ） 7. 中間サーバー 8. 国保総合システム 9. 国保情報集約システム 10. 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名		
1. 被保険者台帳情報ファイル 2. 賦課情報ファイル 3. 給付情報ファイル 4. 収納情報ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 資格情報ファイル 7. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 8. 市町村被保険者ID連携ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の27、42、43、44、45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、 58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2. 別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、 第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、 第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野辺地町役場 町民課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野辺地町役場 町民課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 七島 良嘉	課長	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 各設問	なし(様式改訂により追加された項目のため)	【1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類】 A. 基礎項目評価書 【2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)】 Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【3. 特定個人情報の使用】 Q. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である Q. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】 A. 委託しない 【5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)】 A. 提供・移転しない 【6. 情報提供ネットワークシステムとの接続】 Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である Q. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である 【7. 特定個人情報の保管・消去】 Q. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か A. 十分である 【8. 監査】 Q. 実施の有無 A. 自己点検 【9. 従業者に対する教育・啓発】 Q. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数	平成30年5月11日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和6年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険制度は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、税額の算定を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③被保険者資格継続事務。 ④高額療養費該当回数の引き継ぎ事務。	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号利用法の別表第二に基づいて、野辺地町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	再評価による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月9日			「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国保連合会及び支払基金に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	再評価による変更
令和6年2月9日			<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	再評価による変更
令和6年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、高額療養費管理システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	- 国民健康保険システム - 高額療養費管理システム - 宛名管理システム - 収納管理システム - 滞納管理システム - 団体内統合宛名管理システム（中間サーバーコネクタ） - 中間サーバー - 国保総合システム - 国保情報集約システム - 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	国保情報集約システムのクラウド化に伴う見直し
令和6年2月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） - 番号法第9条（利用範囲）第1項 別表第一の16、30の項 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 - で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16、24条	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条（利用範囲）第1項 別表第一の16、30の項 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 - で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条（利用範囲）第1項 別表第一の30の項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	再評価による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月9日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項の規定において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9の項) ・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12の項) ・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(15の項)	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の27、42、43、44、45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2. 別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第10条の2、第11条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	再評価による変更
令和6年2月9日		・第三欄(情報提供者)が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(78の項) ・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)			
		・第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) 2. 別表第二省令第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、10条の2、11条の2、12条の3、22条の2、24条の2、31条の2、41条の2、55条の2、59条の3			
令和6年2月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	再評価による変更
令和6年2月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	再評価による変更